

令和 8 年度安芸市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンについて

(1) はじめに

主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業を維持・発展させていくためには、需要に応じた生産を図りつつ、収益性の高い農業への転換等を図っていくことが重要である。

水田収益力強化ビジョンとは、こうした考えの下、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するための、地域の作物振興の設計図としてきた「水田フル活用ビジョン」を発展させ、高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田の有効利用を含め、産地としての課題と対応方向等を明確化したものである。

このビジョンにおいて、産地交付金の活用用途を設定することとなっている。

(2) 産地交付金の配分方法

産地交付金の配分は、当初配分（年度当初）と追加配分（10月中～下旬を目途）の2回行われる。

年度当初の第1回目配分時点では、都道府県・市町村へは9割（前年度相当分）が配分され、残り1割は国が留保する。この1割については、当該年度の戦略作物の取組作付面積に応じて交付金を交付するため、その調整分として1割が留保される。調整後の残余については、追加配分と併せて10月頃に配分が行われる予定である。

(3) 産地交付金の活用案について

◆地域で設定した品目への助成

産地交付金の追加配分（1割分）が全額配分されるかは不確定であるため、交付対象金額が配分額を超過する場合は、助成メニューごとの単価を調整する。

1 施設園芸振興助成

ナスをはじめとする施設園芸作物は、安芸市の主要品目であり、県の振興センターや高知県農業協同組合等と連携をとりながら推進していくものである。それぞれの品目で所得向上を目指しているが、施設園芸にかかる経費が大きな負担となっている。これら経費への支援を実施することで、農業所得の向上を図る。

対象作物	基幹作物として栽培されるナスを中心とした施設園芸作物 (ナス、アスパラガス、トマト、ミョウガ、シシトウ、ピーマン、 オクラ、花き(ユリ、トルコギキョウ、カスミソウ))
単価	上限 11,000 円/10a

2 ゆず振興助成

安芸市の主要品目であるゆずを栽培する際の課題として、新植後数年間は収益が見込めないことが挙げられる。この間の育成にかかる経費を支援することで、新規就農者の確保・育成を図るとともに、栽培面積の拡大に繋げる。

対象作物	基幹作物として栽培される新植3年以内のゆず ※対象期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日
単価	上限 11,000 円/10a

3 地域振興作物助成

オクラ、ショウガ、タバコ、花きの種苗、花木の苗木といった露地作物は、主食用米と比較して収益性が高く、荒廃農地の抑制を図るうえでも有用であるため、安芸市でも振興していくものである。一方で営農の経費が農家への負担となっており、この経費に対する補助を行うことで、所得向上を図り、作付面積の規模拡大を目指す。

対象作物	基幹作物として栽培される露地作物（オクラ、ショウガ、タバコ、花きの種苗、花木の苗木）
単価	上限 11,000 円/10a

4 二毛作助成

畜産飼料は海外の輸入に依存しており、情勢の不安定で価格が高騰している。地域内で生産された安価な飼料は、生産コストの低減に繋がる。現在市内での需要は、自家消費用の作付が1件となっている。地域における飼料作物自給率の維持向上のため、二毛作の作付けに係る肥料等経費の一部を助成し、支援する。

対象作物	飼料作物
単価	上限 13,000 円/10a

令和8年度安芸市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、県都高知市から東へ約40kmに位置し、長い日照時間や温暖な気候を生かした施設園芸が盛んで、ナス、ピーマン、シシトウ、ミョウガ、花き(ユリ、トルコギキョウ等)等が栽培されている。特に、冬春ナスの生産が盛んで、日本一のナスの産地となっている。天敵昆虫を利用した病害虫防除等環境への負荷を軽減した環境保全型農業への取組、環境測定装置や炭酸ガス発生機等を活用した環境制御技術等の導入も進んでいる。中山間地域では、ユズを中心に果樹栽培等が行われており、ユズの生産量は日本一である。

農家の高齢化、担い手不足及び耕作放棄地の増加等、水田の耕作面積の維持が課題となっているが、近年はUIJターン等の新規就農者も徐々に増えてきている。また、市内各所で基盤整備が完了しているほか、新たに整備を望む地区も出てきており、段階的に市内の基盤整備を進めていく計画である。

今後も、担い手の確保・育成支援や農地の集積・集約化等を推進し、水田の収益力強化、農家の所得向上を支援していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

引き続き、産地交付金等を活用しながら、ナス、ピーマン、シシトウ、花き等の施設園芸作物や、高齢者でも取り組みやすく耕作放棄地の抑制も兼ねたオクラ、ショウガ等の露地作物の栽培、中山間地域でのユズ等の高収益作物の生産を推進していく。

特にナスにおいては、収量・品質向上のための栽培技術の普及や流通・販売の支援強化、環境制御技術・IPM技術の普及拡大や担い手の確保・育成支援等の取組を推進すると同時に、「日本一のナス産地」を内外に知ってもらうため、生産者、関係機関と連携し、新メニューの開発、加工品の開発等の取組を強化し、6次産業化を目指す。

主食用米については、需要に応じた生産を図りながら、飼料用米や野菜等の高収益作物への作付転換を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米や高収益作物等の需要動向を踏まえながら、農家への経営所得安定対策事業案内の際に、水田の利活用について意向調査を行い、水田活用交付金の交付金を活用した主食用米から戦略作物及び高収益作物等への作付転換を促すと同時に、水田の畑地化交付金の活用を推進する。

水田の有効利用に向けては、地域計画の取組方針や集落座談会における担い手の営農意向に基づき、多様な経営体の確保・育成や農地の集約・集積化等について検討し、地域内の水田フル活用に向けた地区ごとの対策を講じていく。また、水田の活用状況について、JAや県農業振興センター等と連携して点検し、農家個々の栽培技術や経営管理等についてフォローすることで、収益力強化に向けた産地づくりを支援していく。

本市におけるブロックローテーション体系の構築にあたっては、平野部では施設園芸作物を、中山間地域ではユズを中心とした果樹といった高収益作物への作付転換を推進しており、永年に近い作物への作付転換が主であることから、ローテーション体系の構築が難しい状況である。今後においては、露地作物であるオクラ、ショウガ等に、飼料用米や飼料作物等を含めた地区ごとのローテーション体系の構築に向け、JAや県農業振興

センター等関係機関と連携し、取組の具体化の検討を進めていく。

4 作物ごとの取組方針等

産地交付金を有効に活用し、多様な担い手を支援するとともに、県の振興センターやJA等と連携をとりながら作付面積の維持・拡大を推進していく。また、各種補助制度を活用し、担い手の確保・育成を図る。

(1) 主食用米

平野部を中心に、主としてコシヒカリ、ヒノヒカリが栽培されている。収量も多く高温にも強い「にこまる」や新品種「よさ恋美人」の増産を図ることによって、安定した収穫量・品質を確保し、売れる米づくりの推進をしていく。また、中山間地域のうち、特に東川地区については、酒造会社との契約により栽培されている酒米（吟の夢）の一層の推進と安定的な供給体制整備への支援を行っていく。

また、今後も引き続き、需要に応じた生産を図り、飼料用米や野菜等の高収益作物への作付転換を推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米と連動し、前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、主食用米品種を利用した取組を基本としながら、多収品種の導入も検討していく。

イ WCS用稲

畜産農家の粗飼料自給率の向上と経営の安定化を図るため、WCS用稲の生産及び利用を促進し、耕畜連携による取組を推進していく。

(3) 飼料作物

水稻＋飼料作物、飼料作物＋飼料作物の二毛作での作付を推進し、水田を有効活用していく。地域における飼料自給率の維持向上のため、引き続き支援していく。

(4) 高収益作物

ア ナス

冬春ナスの生産量日本一を誇るナスの産地であり、これまでにIPM栽培技術の構築により「安全・安心なナス産地」として市場から高く評価されている。収量・品質の向上を図るため高品質な「土佐鷹」、「慎太郎」や「PCお竜」の普及を推進するとともに、環境制御技術等の導入を推進する。

イ ピーマン、シシトウ

IPM技術の活用や、有望品種への転換、また、環境制御技術等の導入を推進することにより、収量・品質の向上を図る。

ウ その他施設園芸品目（トマト、アスパラガス、ミョウガ、オクラ）

施設の自動化、新技術・新品種の導入及び普及により単収の増加を図り農家所得の向上を目指す。

エ 花き（ユリ、トルコギキョウ、カスミソウ）

施設の自動化、栽培管理技術等の向上などによる省力化に努めるとともに、作型にあった優良品種の導入・選定、難防除病害虫防除などに取り組む。

オ ゆず

生産基盤の整備、改植により栽培面積の拡大に取り組む。また、栽培技術の徹底により果実品質を向上させ、青果出荷の拡大を進め、農家所得の向上を図る。

カ その他露地作物（ショウガ、オクラ、たばこ、花きの種苗・花木の苗木）

ショウガ、オクラ、たばこといった、高齢者でも取り組みやすい露地作物の推進により、耕作放棄地の抑制を兼ねた農家所得の向上、底上げを目指す。

地域の特色を生かしながら、消費者ニーズに対応できる生産の振興を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	268.79		270.00		279.53	
備蓄米					0	
飼料用米	3.78		3.78		10.00	
米粉用米						
新市場開拓用米						
WGS用稲	4.03		4.03		5.18	
加工用米						
麦						
大豆						
飼料作物	5.62	4.31	6.00	4.50	5.50	4.00
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	70.31		74.54		77.59	
・野菜 (施設園芸:ナス、アスパラガス、トマト、ミョウガ、シシトウ、ピーマン、オクラ)	56.97 (うち畑地化の高収益助成34.84)		60.00 (うち畑地化の高収益助成38.46)		64.00 (うち畑地化の高収益助成38.00)	
・花き (施設園芸:ユリ、トルコキキョウ、カスミソウ、アベリア等)	3.04 (うち畑地化の高収益助成3.04)		3.04 (うち畑地化の高収益助成3.04)		2.96 (うち畑地化の高収益助成2.34)	
・果樹(ゆず)	2.36 (うち畑地化の高収益助成1.29)		3.00 (うち畑地化の高収益助成1.87)		2.30 (うち畑地化の高収益助成1.35)	
・野菜 (路地栽培:オクラ、ショウガ)	5.33 (うち畑地化の高収益助成0.52)		5.50 (うち畑地化の高収益助成0.52)		5.53 (うち畑地化の高収益助成1.00)	
・その他の高収益作物 (露地栽培:タバコ、花きの種苗、花木の苗木)	2.61 (うち畑地化の高収益助成1.75)		3.00 (うち畑地化の高収益助成1.75)		2.80 (うち畑地化の高収益助成1.94)	
その他						
畑地化	42.26 (産地交付金からの移行45.49 主食用米からの移行0.24)		50.00 (産地交付金からの移行45.49 主食用米からの移行0.25)		46.19 (産地交付金からの移行45.49 主食用米からの移行0.70)	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	基幹作物として栽培されるナスを中心とした施設園芸作物 【ナス、アスパラガス、トマト、ミョウガ、シシトウ、ピーマン、オクラ、花卉（ユリ、トルコギキョウ、カスミソウ）】	施設園芸振興助成	作付面積	（令和7年度） 60.01ha	（令和8年度） 66.96ha
2	基幹作物として栽培される新植3年以内のゆず	ゆず振興助成	作付面積	（令和7年度） 2.36ha	（令和8年度） 2.30ha
3	基幹作物として栽培される露地作物 （オクラ、ショウガ、タバコ、花きの種苗・花木の苗木）	地域振興作物助成	作付面積	（令和7年度） 7.94ha	（令和8年度） 8.33ha
4	飼料作物	二毛作助成	作付面積	（令和7年度） 4.31ha	（令和8年度） 4.00ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:高知県

協議会名:安芸市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	施設園芸振興助成	1	10,000	基幹作物として栽培されるナスを中心とした施設園芸作物 【ナス、アスパラガス、トマト、ミョウガ、シントウ、ピーマン、オクラ、花卉(ユリ、トルコギキョウ、カスミソウ)】	作付面積に応じて支援
2	ゆず振興助成	1	10,000	基幹作物として栽培される新植3年以内のゆず	作付面積に応じて支援
3-1	地域振興作物助成 (オクラ、シヨウガ)	1	10,000	基幹作物として栽培される露地作物 (オクラ、シヨウガ)	作付面積に応じて支援
3-2	地域振興作物助成 (タバコ、花きの種苗・花木の苗木)	1	10,000	基幹作物として栽培される露地作物 (タバコ、花きの種苗・花木の苗木)	作付面積に応じて支援
4	二毛作助成	2	12,000	飼料作物	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。